

# 市町村の相談・支援窓口（安房地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

| 市町村名 | 相談項目      | 対応窓口名称<br>(担当部署)   | 連絡先(電話・住所)・対応時間  | 対象<br>年齢制限等               | 対応方法 |    |    | 運営<br>方式   | 特色<br>(対応者職種等)   |
|------|-----------|--|--|---------------------------|------|----|----|--|--|
|      |           |  |  |                           | 電話   | 面接 | 訪問 |  |  |
| 館山市  | ひきこもり・不登校 | 家庭児童相談室  | 電話:0470-22-3133 月～金8:30～17:15<br>住所:館山市北条1145-1 館山市役所こども課内<br>(メール)kodomo@city.tateyama.chiba.jp     | 18歳未満の児童とその保護者            | ◎    | ◎  | ○  | 直営   | 家庭相談員による相談を実施。必要に応じて、関係機関に引き継ぐ。  |
|      | いじめ       | いじめ相談室   | 電話:0120-105-783<br>月～金(祝日除く):10:00～18:00<br>FAX:0120-783-817<br>(メール)tateyama783817@crocus.ocn.ne.jp | 館山市内小中学生のいじめに関する児童生徒及び関係者 | ◎    | ◎  | △  | 直営   | いじめ問題アドバイザーが相談を実施。必要に応じて、アドバイザーが学校や関係者や関係機関と調整しながら、いじめの解決に当たる。<br>いじめ問題アドバイザーが不在の場合は、留守番電話にメッセージを残してください。<br>メールやFAXもあります。 |
|      | 心の健康      | 家庭教育相談   | 電話:0470-23-3111<br>月～金のうち週3日9:00～16:00<br>住所:館山市北条740-1<br>(メール)kouminkan@city.tateyama.chiba.jp     | 18歳未満の児童・生徒とその保護者         | ◎    | ◎  | ×  | 直営   | 家庭教育指導員等が市内の子育て家庭を対象に家庭教育の相談等を実施(家庭教育指導員等の勤務日に相談可能)  |
|      | DV        | 社会福祉課<br>社会福祉係   | 電話:0470-22-3492 月～金8:30～17:15<br>住所:館山市北条1145-1<br>(メール)fukusika@city.tateyama.chiba.jp              | DV被害者                     | ◎    | ◎  | △  | 直営   | 配偶者からの暴力を受けた被害者及び当該被害者が同伴する家族に対し、緊急避難支援等を行う。   |
|      | 障害相談      | 社会福祉課<br>障害福祉係   | 電話:0470-22-3492 月～金8:30～17:15<br>住所:館山市北条1145-1<br>(メール)fukusika@city.tateyama.chiba.jp              | 障害児・障害者                   | ◎    | ◎  | △  | 直営   | 障害児・障害者の保護者など介護を行う人からの相談に応じ、各種サービスの紹介を行う。  |
|      | 生活困窮      | 社会福祉課<br>保護係   | 電話:0470-22-3491 月～金8:30～17:15<br>住所:館山市北条1145-1<br>(メール)fukusika@city.tateyama.chiba.jp              | 生活困窮者                     | ◎    | ◎  | △  | 直営   | ・生活保護相談窓口<br>・生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保持し、自立を助長するための支援を実施。  |
|      |           | 館山市社会福祉協議会   | 電話:0470-24-0294 月～金8:30～17:15<br>住所:館山市北条402(市役所4号館内)<br>(メール)madoguchi@fukushi-tateyama.or.jp       | 生活困窮者(生活保護受給者は除く)         | ◎    | ◎  | △  | 委託   | 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方への支援   |
| 児童虐待 | 家庭児童相談室   | 電話:0470-22-3133 月～金8:30～17:15<br>住所:館山市北条1145-1 館山市役所こども課内<br>(メール)kodomo@city.tateyama.chiba.jp | 18歳未満の児童とその保護者   | ◎                         | ◎    | ◎  | 直営 | 家庭相談員や子ども家庭支援員による相談や面接を実施する。また、市民や関係機関(園・学校・病院等)からの虐待通告を受理し、必要により家庭訪問等を実施する。 |  |
| 鴨川市  | いじめ・不登校   | 家庭教育相談室<br>(生涯学習課)   | 電話:04-7094-0910<br>水～金 9:00～16:00<br>住所:鴨川市天津1092番地7 天津小湊公民館内  | 18歳未満の児童、生徒とその保護者         | ◎    | ◎  | △  | 直営   | ・家庭教育指導員が児童、生徒もしくはその保護者からの相談等(無料)を実施。<br>・来所相談は要予約   |
|      | 障害相談      | 福祉課<br>障害福祉係   | 電話:04-7093-7112 住所:鴨川市八色887番地1<br>月・水～金 8:30～17:15 火 8:30～19:00                                      | 障害福祉サービスを利用したい人           | ◎    | ◎  | ◎  | 直営   | 障害者総合支援法に基づく相談窓口を実施。   |
|      |           | 社会福祉法人<br>三芳野会<br>安房地域生活支援センター   | 電話:0470-36-4888 月～金 9:00～17:00<br>住所:南房総市谷向166番地2  | 障害福祉サービスを利用したい人           | ◎    | ◎  | ◎  | 委託   | 地域活動支援センターI型として障害者総合支援法に基づく相談業務を委託。  |

# 市町村の相談・支援窓口（安房地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

| 市町村名 | 相談項目 | 対応窓口名称<br>(担当部署)               | 連絡先(電話・住所)・対応時間  | 対象<br>年齢制限等                       | 対応方法 |    |    | 運営<br>方式 | 特色<br>(対応者職種等)  |
|------|------|--------------------------------|--|-----------------------------------|------|----|----|----------|---|
|      |      |                                |  |                                   | 電話   | 面接 | 訪問 |          |   |
| 鴨川市  | 生活困窮 | 鴨川市<br>福祉総合相談センター<br>(健康推進課)   | 電話:04-7093-1200 24時間対応<br>住所:鴨川市八色887-1  | 福祉全般について相談したい方及び生活困窮者(生活保護受給者は除く) | ◎    | ◎  | ◎  | 直営       | 就職、学習、住まい、家計、生きづらさなど、暮らしに悩みを抱えた人の状況に合わせ、自立に向け支援します。訪問支援に加え、地域住民や関係機関と連携しながら、複合的な生活課題を抱える人の早期発見に努め、自立支援に繋がります。 |
|      |      | 福祉課<br>生活支援係                   | 電話:04-7093-7112<br>月・水～金 8:30～17:15 火 8:30～19:00<br>住所:鴨川市八色887-1                        | 生活困窮者                             | ◎    | ◎  | ◎  | 直営       | ・生活保護相談窓口<br>・生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保持し、自立を助長するための支援を実施。                             |
|      | 総合相談 | 家庭児童相談室<br>(子ども支援課)            | 電話:04-7093-7113<br>月～金 9:00～16:00<br>住所:鴨川市八色887-1                                       | 18歳未満の児童とその保護者                    | ◎    | ◎  | ◎  | 直営       | 家庭相談員が子育て不安等の相談を実施。必要により家庭訪問を実施。市民や関係機関(学校・病院等)からの虐待通告を受け、母子自立支援員等がひとり親家庭の相談や経済的支援、母子家庭への貸付相談や就労支援を実施。        |
|      | DV   | 鴨川市<br>福祉総合相談センター<br>(健康推進課)   | 電話:04-7093-1200 24時間対応<br>住所:鴨川市八色887-1  | DV被害者                             | ◎    | ◎  | ◎  | 直営       | DV相談窓口は24時間対応しており、情報提供や被害者支援の体制を整えて相談を実施。避難対応や、関係機関への同行支援等の対応。  |
| 南房総市 | 不登校  | 子ども教育課支援係                      | 電話:0470-46-2966<br>月～金 8:30～17:15<br>住所:南房総市岩糸2489番地                                     | 18歳未満の児童とその保護者                    | ◎    | ◎  | ◎  | 直営       | 家庭児童相談員・教育相談担当職員等が不登校の相談等を実施。必要により家庭訪問・関係機関との連絡調整を実施。   |
|      | 発達障害 | 子ども教育課支援係                      | 電話:0470-46-2966<br>月～金 8:30～17:15<br>住所:南房総市岩糸2489番地                                     | 15歳未満の児童とその保護者                    | ◎    | ◎  | △  | 直営       | 特別支援教育相談員・就学指導担当職員が、学習の遅れや偏り、発達のこと、就学先や進路、養育上の相談等を実施。必要により家庭訪問を実施。  |
|      |      | 社会福祉課<br>障害福祉係                 | 電話:0470-36-1151 月～金 8:30-17:15<br>住所:南房総市谷向100番地<br>(メール)shakai@city.minamiboso.lg.jp    | 障害児・障害者                           | ◎    | ◎  | △  | 直営       | 障害児・障害者の保護者などの介護を行う人からの相談に応じ、各種サービスの紹介を行う。  |
|      |      | 社会福祉法人<br>三芳野会<br>安房地域生活支援センター | 電話:0470-36-4888<br>月曜日～金曜日9:00-17:00<br>住所:南房総市谷向166番地2<br>(メール)shien@miyoshinokai.or.jp | 障害児・障害者                           | ◎    | ◎  | △  | 委託       | 障害児・障害者の保護者などの介護を行う人からの相談に応じ、各種サービスの紹介を行う。  |
|      | 障害相談 | 社会福祉課<br>障害福祉係                 | 電話:0470-36-1151 月～金 8:30-17:15<br>住所:南房総市谷向100番地<br>(メール)shakai@city.minamiboso.lg.jp    | 障害児・障害者                           | ◎    | ◎  | △  | 直営       | 障害児・障害者の保護者などの介護を行う人からの相談に応じ、各種サービスの紹介を行う。  |
|      |      | 社会福祉法人<br>三芳野会<br>安房地域生活支援センター | 電話:0470-36-4888<br>月曜日～金曜日9:00-17:00<br>住所:南房総市谷向166番地2<br>(メール)shien@miyoshinokai.or.jp | 障害児・障害者                           | ◎    | ◎  | △  | 委託       | 障害児・障害者の保護者などの介護を行う人からの相談に応じ、各種サービスの紹介を行う。  |

## 市町村の相談・支援窓口（安房地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

| 市町村名 | 相談項目               | 対応窓口名称<br>(担当部署) | 連絡先(電話・住所)・対応時間   | 対象<br>年齢制限等       | 対応方法 |    |    | 運営<br>方式 | 特色<br>(対応者職種等)  |
|------|--------------------|------------------|---|-------------------|------|----|----|----------|---|
|      |                    |                  |   |                   | 電話   | 面接 | 訪問 |          |   |
| 南房総市 | 生活困窮               | 南房総市社会福祉協議会      | 社会福祉協議会 電話:0470-29-3729<br>月～金 9:00～17:00<br>住所:南房総市谷向109番地1<br>(メール)mail@shakyo-minamiboso.or.jp | 生活困窮者(生活保護受給者は除く) | ◎    | ◎  | ◎  | 委託       | ・現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方への支援。<br>・市内7か所に福祉サポートセンター設置               |
|      |                    | 社会福祉課保護係         | 電話:0470-36-1151 月～金 8:30～17:15<br>住所:南房総市谷向100番地<br>(メール)hogo@city.minamiboso.lg.jp               | 生活困窮者             | ◎    | ◎  | ◎  | 直営       | ・生活保護相談窓口<br>・生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保持し、自立を助長するための支援を実施。 |
|      | 児童虐待               | 子ども教育課支援係        | 電話:0470-46-2966<br>月～金 8:30～17:15<br>住所:南房総市岩糸2489番地  | 18歳未満の児童とその保護者    | ◎    | ◎  | ◎  | 直営       | 保健師や家庭児童相談員等が子育て不安や児童虐待の相談等を実施。必要により家庭訪問・関係機関との連絡調整を実施。                           |
|      | DV                 | 社会福祉課児童福祉係       | 電話:0470-36-1153 月～金 8:30～17:15<br>住所:南房総市谷向100番地<br>(メール)shakai@city.minamiboso.lg.jp             | DV被害者             | ◎    | ◎  | ×  | 直営       | 配偶者からの暴力を受けた被害者及び当該被害者が同伴する家族に対し、緊急避難支援等を行う。                                      |
| 鋸南町  | ひきこもり不登校発達障害こころの健康 | 教育委員会教育課         | 電話: 0470-55-2120<br>住所:鋸南町吉浜516 鋸南町中央公民館内<br>月～金 8:30～17:00<br>オアシス対応時間: 月に1回 18:00～20:00         | 年齢制限などなし          | ◎    | ◎  | ◎  | 直営       | ・子育てに関する家庭内の問題についてカウンセリングを行う。<br>・開催日は、町報に記載。                                     |
|      |                    | 保健福祉課            | 電話:0470-50-1172 fax 0470-55-4148<br>月～金8:30～17:15   | 町民(原則)            | ◎    | ◎  | ◎  | 直営       | 電話、面接、家庭訪問などで相談に応じる   |
|      | 若者の就労関係障害相談        | 保健福祉課            | 電話:0470-50-1172 fax 0470-55-4148<br>月～金8:30～17:15   | 町民(原則)            | ◎    | ◎  | ◎  | 直営       | 電話、面接、家庭訪問などで相談に応じる   |